

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

健康福祉局

(平成 24 年度)

監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p>17. 地域包括支援センター（包括的支援事業の実施委託）について</p> <p>① 実績報告書の正確性の検証について（指摘）</p> <p>仙台市は、センターとの委託契約によりセンターが高齢者等実態把握調査を実施した場合、1件あたり2,700円の事業費を交付している。</p> <p>センターは、委託契約に基づき、実態把握調査を行い、実態調査の内容及び結果に係る実態調査票を実施のつど区役所に報告し、また、四半期ごとに実態把握調査の実績報告書を作成し、市役所（介護予防推進室）に提出している。</p> <p>実績報告書は事業費交付の基礎資料となるものであるが、市役所（介護予防推進室）では実績報告書の正確性を検証することなく、提出された実績報告書に基づきセンターに対し事業費を交付していた。</p> <p>実績報告書の正確性は、区役所に提出された実態調査票と照合することにより確認できるものであり、その手続きは確実に実行すべきである。</p>	<p>平成 25 年度地域包括支援センター設置運営事業事務マニュアルの改訂を行い、四半期ごとに、センターが市役所（介護予防推進室）に実績報告書を提出する際に、実態調査票の写しも提出してもらい、介護予防推進室が実績報告書と照合することにより、正確性の確認手続きを行うこととした。</p>